



立木システム販売の取組

資源活用第一課

木質バイオマス利用等への安定供給

○国有林材の安定供給の取組

国有林野事業では、公益重視の管理経営を一層推進しつつ、地域における木材安定供給体制の構築等を図るた

木質バイオマスの利用形態



め、森林の機能に応じた施業の結果得られる木材の持続的・計画的な供給に努め、地域の林業・木材産業の活性化に貢献することとしています。

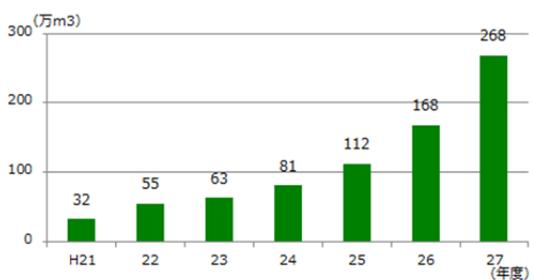
このため、これまで未利用であった小径材等についても、安定供給を通じて、新たな需要開拓に取り組みることとしています。

このような中、近年、森林資源は、発電や熱利用のため使われる「木質バイオマス」として注目を集めています。再生可能な森林資源を木質バイオマスエネルギーとして有効に活用することにより、地球温暖化対策となるほか、山村地域に経済的な利益や新たな雇用を生み出し、地域活性化へとつなげることが期待されています。

北海道内においても、木質バイオマスは様々な形で利用されています。熱利用のための木質バイオマスボイラ

ーや家畜敷料等に利用されるほか、近年、木質バイオマス発電への利用も増加しています。現在3基の中・大規模の木質バイオマス発電所が稼働していますが、さらに1基建設中であり、今後、木質バイオマスの需要も増加すると見込まれています。

間伐材等由来の木質バイオマス利用量(全国)



資料：平成26(2014)年までは、林野庁木材利用課調べ。平成27(2015)年は、林野庁「平成27年木質バイオマスエネルギー利用動向調査」及び林野庁「平成27年 特用林産物生産統計調査」。

○立木のシステム販売

国有林野事業では、木材の安定供給に当たり、製材工場等と協定を結び、国有林材(丸太)を安定的に供給する「国有林材の安定供給システム」による販売(システム販売)に取り組んでいます。システム販売は、加工・流通の合理化や国産材の需要拡大等に取り組み製材工場等に対して丸太の供給予定量や予定時期を定めた協定に基づき、国有林が丸太を安定的に直接供給する仕組みです。

国有林材の安定供給システムによる販売



北海道森林管理局では、今後急増する木質バイオマス需要に対する安定供給を実現するために、丸太での安定供給に加えて、従来、森林を整備していく過程で実施される間伐作業において、コス

ト面などから搬出されてこなかった木材(未利用間伐材等)を対象に、木材の伐採・

搬出を行う業者（素材生産業者）や製材業者等と協定を結び、樹木を伐採した丸太の形でなく立木のまま販売することにより、木材を安定供給する取組（立木のシステム販売）も実施しています。

立木のシステム販売は、複数の間伐対象の森林をまとめて協定を結び、数年単位の長期間にわたって木材を安定供給する販売方法です。

また、立木のまま販売するので、素材生産業者等が、需要者のニーズに応じた様々な長さの丸太を生産することができず。北海道森林管理局では、これまでに、管内の国有林において、18件、125,907立方メートルの木材の安定供給の協定を結んでいます。（表-1）

従来、未利用間伐材等は、樹齢が若く材が細いため、利用範囲が限られ、価格も安いことから、山から木を伐りだして利用するためにはコスト面で折り合いがつかせませんでした。ところが、近年、木質バイオマスという新たな需要の拡大や、間伐の対象となる森林をまとめて作業を行うなど作業にかかるコストを下げる工夫をするこ

とで、利用の可能性が出てきました。

○民有林との連携

国有林では、民有林と協調して効果的な森林整備を推進するために、民有林所有者との間に森林整備推進協定を結んでいます。この協定の区域（共同施業団地）から生産される未利用間伐材等についても、立木販売システムの対象とすることで、木材の安定供給体制づくりにも民有林と国有林とが連携して取り組んでいます。

具体的には、国有林及び民有林所有者が、素材生産業者や製材業者等と木材の安定供給の協定を結び、共同施業団地内の広範囲の森林の整備を進めるとともに、安定供給を通じて地域の林業・木材産業の活性化につなげることをしています。この民有林と連携した立木のシステム販売は、北海道森林管理局が全国の他の森林管理局に先駆けて実施しており、木質バイオマスエネルギーをはじめとする資源の有効利用のため、26年度に、北海道やむかわ町と連携

して、道有林及び町有林について、素材生産業者等との間で2件、10,610立方メートル（うち民有林2,550立方メートル）、28年度には、北海道と連携して、素材生産業者等との間で同様に1件、11,705立方メートル（うち民有林2,542立方メートル）協定を結び、木材の安定供給に取り組んでいます。（表-2）

おわりに
今後、北海道森林管理局では、立木のシステム販売に取り組んでいくこととしており、民有林との更なる連携により、森林整備の推進、木質バイオマスを含めた木材利用の推進による森林経営の意欲向上や木材産業の活性化につながることを期待しています。

表-1 立木のシステム販売協定

協定年度	協定期間	協定数	協定量(m3)	備考
25年度	3年	2件	7,950	27年度で協定終了
26年度	5年	3件	21,686	28年度で協定終了
	4年	3件	20,731	
	3年	1件	6,171	
27年度	5年	1件	9,221	
	4年	1件	14,740	
28年度	5年	1件	8,118	
	3年	3件	18,833	
	2年	3件	18,457	
合計		18件	125,907	

※民有林と連携して協定したもの（表-2に計上）を除く

表-2 民有林と連携した立木のシステム販売協定

協定年度	協定期間	協定数	協定量(m3)			民有林所有者	備考
			国有林	民有林	計		
26年度	2年	1件	2,060	450	2,510	むかわ町	27年度で協定終了
	5年	1件	6,000	2,100	8,100	北海道	
28年度	4年	1件	9,163	2,542	11,705	北海道	
合計			17,223	5,092	22,315		